《げんきボランティア６５》

御嵩町高齢者ボランティアポイント制度　Q＆A

〈目的について〉

Q.１　高齢者ボランティアポイント制度とは、どのようなものですか？

　　　A.　高齢者ボランティア（以下：ボランティア）に登録した者が、活動場所で行ったボランティア活動に対しポイントを付与し、そのポイントを換金することで活動交付金を支給する制度です。

Q.２　事業創設の目的は何ですか？

　　　A.　高齢者が、ボランティア活動などを通して地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の社会参加活動のきっかけや介護予防、ひきこもり予防及び健康増進に資することを目的とし、その結果、いきいきとした地域社会となることを目指すものです。

Q.３　期待される効果は何ですか？

　　　A.　１．地域包括ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まる。

　　　　　２．社会参加活動などに参加する元気な高齢者が増える。

　　　　　３．介護給付費の抑制が期待される。

　　　　　以上の効果を期待しています。

〈登録について〉

Q.４　どのような高齢者が対象になるのですか？

　　　A.　御嵩町に住所がある、６５歳以上の元気な高齢者（介護保険第１号被保険者）が対象です。要支援認定および要介護認定の有無は問いません。

Q.５　町内に住所がある６４歳の者が、活動年内に誕生日が来て６５歳になります。６４歳でも、この制度に参加できますか？

　　　A.　参加できます。ただし、６５歳になった日以降の分しかポイント還金の対象になりません。この場合、６５歳誕生日の前日以降のボランティア活動によるポイントが、還金の対象になります。

Q.6　ボランティア登録の際に、感染症検査などは行うのですか？

　　　A.　登録の際に、感染症検査などは行いません。ボランティア活動を行う際に、発熱や咳、嘔吐など感染症の症状がみられる場合には、当日の活動を遠慮しましょう。

Q.7　生活保護受給者もボランティア登録ができますか？

　　　A.　生活保護受給者も登録・活動することができます。生活保護受給者の方は登録の前に

一度、役場の担当の方にご相談ください。

Q.8　民生・児童委員もボランティア登録できますか？

　　　A.　できます。民生・児童委員としての活動はポイント対象外となりますが、個人としてのボランティア活動であればポイント対象となります。

〈活動の流れについて〉

Q.9　ポイント付与期間はいつからいつまでですか？

　　　A.　基本１月～１２月末までとなりますが、登録参加初年は、登録日から１２月末までがポイント付与期間となります。

Q.10　事業はどのような流れで行われるのですか？

　　　A. 一般的な流れは以下のとおりです。

　　　　　１・ボランティア団体等は、活動の対象となる事業及び活動する内容について、あらかじめ町長の指定を受ける。

　　　　　２・ボランティア活動は、指定を受けたボランティア団体等で行う。

　　　　　３・御嵩町に指定を受けた団体に所属している会員は、管理機関へボランティア個人登録をする。

　　　　　４・ボランティア団体等は、ボランティア活動を行った都度、活動報告書を管理機関へ提出する。

　　　　　５・管理機関は、活動報告書を基に1～12月分のポイントを集計し、翌年1月からポイントの換金集計をする。

　　　　　６・御嵩町は、ポイント数に応じた活動交付金を支給する。

Q.11　管理機関はどこですか？

　　　A.　社会福祉法人　御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンターです。

〈活動について〉

Q.12　どのようなボランティア活動がポイント対象となるのですか？

　　　A.　町内施設内で行われるふれあいいきいきサロンでの活動や、御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンターへ事前に活動予定申告をしたボランティア活動などです。

Q.13　演芸ボランティアの場合、活動の対象になるのは出演時間だけですか？

　　　A.　準備から片付けまでの時間が対象になります。

〈ポイントについて〉

Q.14　１日のポイントの上限数はあるのですか？

　　　A.　３０分の活動で１ポイントとなります。１日に複数のボランティア活動を行った場合も、ポイントをもらうことはできますが、１日４ポイント（２時間）が上限となります。

Q.15　ボランティアが１日に２時間以上活動したいと申し出があった場合は、どうすればいいですか？

　　　A.　申し出があった場合には、１日２時間以上活動して頂いて構いません。

ただし、ポイント数は1日４ポイント（２時間）までとなります。

Q.16　活動交付金の金額に上限はありますか？

　　　A. ポイントを換金できる金額は、1人につき、1年間で最大5,000円（100ポイント）までとしています。

Q.17　獲得したポイントは、第三者（家族など）に譲ることはできますか？

　　　A. 獲得ポイントは、第三者に譲ることはできません。

Q.18　付与されたポイントに有効期限はありますか？

　　　A.　毎年１～12月分のポイントを集計し換金するので、ポイントの有効期限は１年間となります。

Q.19　活動年途中に他の市町村へ転居することになった場合、ポイントはどうなりますか？

　　　A.　御嵩町在住の間に活動された分のポイントは還金対象となります。転出される前に、一度、御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンターへご連絡ください。

Q.20　ポイントが100ポイント（5,000円分）たまっても、ボランティア活動はできるのですか？

　　　A.　できます。ポイントの換金には含みませんが、ご自身の介護予防のためにも活動は継続していただくようお願いします。

Q.21　ポイントの換金ができない場合はあるのですか？

　　　A.　あります。介護保険料の未納または滞納が続いている場合は、ポイントが換金されないこともあります。活用申出の手続きの前に、一度役場の担当の方にご相談ください。

〈ボランティア保険について〉

Q.22　既に他のボランティア保険に加入している場合、その保険が適用されますか？

　　　A.　加入している保険をご確認ください。『全国ボランティア活動保険』に加入していれば、加入の必要はありません。

Q.23　ボランティア活動保険はいつから適用されますか？

　　　A.　加入日の翌日からの適用となりますので、ご注意ください。

Q.24　ボランティア活動保険は、年途中に加入した場合は月割りとなりますか？

　　　A.　年の途中であっても1年分（150円）支払っていただくことになります。

Q.25　ボランティア活動に行く途中や活動先でケガをしたら？

　　　A.　安心して活動を行ってもらうために、万一の事故やケガに備えて、ボランティア活動保険に加入します。事故などが発生した場合は、ケガなどの状況を伺い、保険会社に連絡しますので、御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンターに速やかにお知らせください。

〈その他〉

Q.26　既に登録しているボランティアが、活動当日に制度未登録の知人を連れてきて一緒に活動に参加した場合、知人の取り扱いはどうなりますか？

　　　A.　登録していただいていない方は、当制度の対象外ですので、ボランティア活動の実績に対してスタンプの押印はできません。また、その方がボランティア活動保険に未加入であれば、活動の際に保険が適用されませんのでご注意ください。

Q.27　ボランティア活動に対価的な交付金を交付することは、本来のボランティアの意識が薄れるのではないでしょうか？

　　　A.　獲得したポイントの活動交付金は、最低賃金を大幅に下回る少額（30分＝50円）であり、ボランティア活動への対価的性格を有するものではありません。

また、ポイントの換金の有無は本人の申し出に基づくものであり、ボランティアの意思を尊重する事業であることから、ボランティアの意義が薄れることはないと考えます。

Q.28　ボランティアが増えることで、元気な高齢者が増え、その結果、介護給付費の削減が見込まれるのでしょうか？

　　　A.　ボランティア活動は本人の地域貢献意欲を高めるとともに、継続的な地域とのつながりが確保されるものと考えています。このため、ボランティア自身の介護予防効果はもちろんのこと、地域の虚弱高齢者への生活不活発病の予防効果が期待できるものと考えます。その結果として、ボランティア活動をすることにより、介護状態にならない高齢者が増加することで、介護給付費の抑制につながることを期待しています。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和6年4月現在

社会福祉法人　御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンター

0574-42-8233